

令和3年度貸切バス事業者安全性評価認定制度促進助成金交付要領

公益社団法人宮城県バス協会

(目的)

第1条 この要領は、日本バス協会が貸切バス事業者を評価する貸切バス事業者安全性評価認定制度に対し、認定された場合にその費用の一部を助成し、安全対策を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 バス事業者で、令和3年4月1日～令和4年2月末日までの間に認定された事業者を対象とする。
但し、一つ星認定以上は昇格事業者を対象とする。

(助成金額)

第3条 新規認定事業者及び昇格事業者に対し、一律50,000円とする。

(申請方法)

第4条 助成を希望するバス事業者は、「貸切バス事業者安全性評価認定制度促進助成金交付請求書」に必要事項を記入の上、認定証の写しを添付して、令和4年2月末日までに提出しなければならない。

(その他の必要事項)

第5条 この要領に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、宮城県バス協会が別にこれを定める。

附則

本要領は令和3年4月9日より適用する。

